

令和6年度

幼児教育・保育無償化についてのご案内

(新たに1号・2号・3号認定を受けるお子様)

令和元年10月から開始された無償化制度により、一部のお子様を対象に月々の保育料などが無料となります。お子様の認定区分、生年月日、入園先により取扱いが分かれますので、該当するものをご確認ください。

1号認定（教育）のお子様

無償化の対象者 及び内容

幼稚園又は認定こども園の月々の保育料については、**新たな手続きなしで全員が無償化の対象**となります。（所得制限なし）

無償化の対象と ならないもの (実費徴収)

- ◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については無償化の対象となりませんので、入園先にお支払ください。
- ◆食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、以下に該当する方を対象とした免除制度があります。
 - (ア) 年収360万円未満相当世帯のお子様
 - (イ) 小学校3年生までのお子様から数えて第3子以降のお子様免除の対象となる方には、市から事前に「徴収免除のお知らせ」を送付いたします。

預かり保育の 利用について

◆1号認定を受けたお子様のうち、**平成30年4月2日から令和3年4月1日の間**に生まれ（※1）、両親の共働きなどにより**保育が必要な方**については、預かり保育の利用料も無償化となります。

◆1号認定とは別の認定（新2号・新3号認定）を受けるため、**手続きが必要となります。**

【必要書類】

- ①施設等利用給付認定申請書兼現況届
- ②重要事項確認書
- ③利用案内の8～9ページ目「保育が必要なことを証明する書類」に定める書類のうち、該当するもの

【提出時期】（※2）

令和6年4月から認定を受けたい方は、1号認定の申請と同時に提出してください。
入園後に保育が必要となる場合には、開始月の前月の20日までに提出してください。

◆**月額11,300円 と 450円×月の利用日数 のいずれか少ない額**が無償化の月額の上限となります。

※1 市民税非課税世帯に限り、令和3年4月2日以降に生まれたお子様についても対象となります。
※2 市が書類を受理した日以降が利用料無償化の対象となります。（原則として、遡って認定することはできません。）

2号・3号認定（保育）を受け、入園が決定したお子様

無償化の対象者 及び内容

◆以下に該当するお子様について、保育所又は認定こども園の月々の保育料が無償化されます。

2号認定のお子様のうち平成30年4月2日から令和3年4月1日の間に生まれた方、又は 令和3年4月2日以降の生まれの2号・3号認定のお子様で市民税非課税世帯（※）の方

※令和6年4月～8月においては令和5年度分の市民税非課税世帯、
令和6年9月以降においては令和6年度分の市民税非課税世帯

無償化の対象と ならないもの

◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については無償化の対象となりませんので、入園先にお支払ください。

◆食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、以下に該当する方を対象とした免除制度があります。

（ア）年収360万円未満相当世帯のお子様

（イ）就学前のお子様から数えて第3子以降のお子様

免除の対象となる方には、市から事前に「徴収免除のお知らせ」を送付いたします。

◆延長保育の利用料は、無償化の対象外です。また、病児・病後児保育等、他のサービスの利用料は、無償化の対象外です。

2号・3号認定（保育）を受けたが、入園が保留となったお子様

無償化の対象者 及び内容

◆保育所・認定こども園の代わりに認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターを利用する場合、以下のお子様を対象に利用料が無償化されます。

2号認定のお子様のうち平成30年4月2日から令和3年4月1日の間に生まれた方、又は 令和3年4月2日以降の生まれの2号・3号認定のお子様で市民税非課税世帯（※）の方

※令和6年4月～8月においては令和5年度分の市民税非課税世帯、
令和6年9月以降においては令和6年度分の市民税非課税世帯

◆上記に該当するお子様に対し、2号・3号認定通知に加え、「施設等利用給付認定決定通知書（みなし認定）」を送付します。新たなお手続きは不要です。

◆利用料のうち、**月額37,000円（上限）まで（市民税非課税世帯のお子様は42,000円（上限）まで）**が無償化の対象となります。これを超える額については、ご負担いただきます。また、複数の施設・サービスを利用する場合は、上限額の範囲内で利用料の合計額が無償化の対象となります。（無償化の方法については利用先にご確認ください。）

◆通園送迎費（ファミリーサポートセンターにおける送迎のみの利用料含む）、食材料費、行事費など、保育以外に係る実費徴収分については無償化の対象外です。